

春日市民図書館 団体登録のご案内

春日市民図書館では、春日市内でよみきかせなどの活動等を行っているサークル、学校、幼稚園、公民館、他福祉施設などを対象に、館内の蔵書の他にパネルシアターや布絵本、超大型絵本などの団体貸出を行っています。

◆利用・登録できるのは

- (1) 主として市内で活動するもの
 - (2) 市内に事務所を有するもの
 - (3) 原則として構成員が5人以上であるもの
 - (4) 資料を適切に管理することができると認められるもの
- （「春日市民図書館管理運営規則」より）

◆手続き方法

以下の書類を春日市民図書館に提出してください。登録資格を確認の上、団体貸出利用団体として登録します。

- ①「春日市民図書館団体登録申請書」（様式第10号）
- ②団体構成員の名簿（様式あり）
- ③団体の※活動状況・活動計画がわかる資料（様式自由）
※園やサークルのパンフレット、おはなし会のプログラムなど。

◆登録にあたってご注意ください

- お借りになった資料に予約がはいることがあります。返却日は必ずお守りください。
- ポストでの返却はできません。必ず児童カウンターでお返しく下さい。
- 資料を紛失・破損した場合は、現物又は相当の代価での弁償となります。まずは、市民図書館へご連絡ください。
- 資料の貸出は団体登録の際に提出頂いた②の名簿に、お名前の記載がある方のみです。記載のない方が来館する場合は事前にご連絡ください。
- 状況により登録団体であっても貸出を制限・停止することがありますので、ご了承ください。
- 登録利用カードの有効期限は5年ですが、提出頂いた①と②の記載内容に変更があった場合、その都度届け出てください。

春日市民図書館

電話 092-584-4646
FAX 092-584-3900